

出産後の母親は身体的にも精神的にも不安定になりやすく、約1割の方がうつ状態になると言われています。そこで、いなべ市では保健師が生後2～3か月の乳児全員を戸別訪問し、育児相談はもちろん、母親の心の健康に対しても支援をしています。

特に、産後うつ質問紙票を利用した早期発見と、継続的な支援が高く評価され、三重県公衆衛生学会で健康推進課の田中久美さんが発表した「こんにちは赤ちゃん訪問事業から見えてきた早期支援の取り組み」に対し奨励賞が送られました。このことは、いなべ市の母子保健事業が高く評価されたことでもあり、ご尽力いただいているみなさんに感謝申し上げます。



プロジェクト  
**LOVE & LIVE**

め ら よ し か ず  
**米良 美一 講演会**

天使の声 ～生きながら生まれ変わる～

日 時 3月28日(土) 14:00～  
場 所 北勢市民会館 さくらホール  
入場料 無料 入場整理券必要 3月13日(金)9:00から配布します。  
(詳しくは、次号のリンクでお知らせします)



米良 美一

**いなべ市人権啓発基本方針**

「いなべ市人権啓発基本方針」は、昨年の7月号からシリーズで掲載してきました「豊かなくらしとお互いを尊重するまちづくりに関する調査」の結果を受けて、策定されました。その概要をお知らせします。

**人権問題とは... (3つのとらえ方)**

- ・ 日常生活の中に存在している問題 → あそこでの問題ではなく、ここでの問題
- ・ 自分自身の人権に関係する問題 → あの人の問題ではなく、自分自身の問題
- ・ お互いの人間関係にも関わる問題 → お互いを尊重する人間関係の問題

**人権問題を克服していくためには**

人権意識の向上 ←

- ・ 権利保障の進展
- ・ 民主的な家庭・地域社会づくりの前進
- ・ 人権問題の自覚と主体的な学習や取り組み

**行政の役割 (基本方針)**

- ・ 人権啓発の推進 = 学習や取り組みのきっかけづくり
- ・ 人権教育の推進 = 学習や取り組みの広がりや深まりの支援
- ・ 学習や取り組みへの市民の参画促進
- ・ 民主的な地域社会づくりをめざしている「メシェレいなべ」など各種団体の支援
- ・ 市職員の人権意識の向上と、市民の人権を保障していく施策や事業の推進

この基本方針に基づき、市民のみなさんとともに、「豊かなくらしとお互いを尊重するまちづくり」に向けての取り組みを行っていきます。

調査報告と基本方針は、市ホームページでご覧いただけます。

アクセス方法：トップページ → くらしの便利帳 → 目的別検索「人権」 → 「調査報告書ダイジェスト版」  
「いなべ市人権啓発基本方針」

問 大安庁舎 人権啓発課 T 78-3508 F 78-1114